

都市計画法第 32 条の規定に基づく長野市との協議に係る行政指導基準及び
長野市開発行為指導要綱の規定に基づく行政指導基準

平成 17 年 6 月 24 日
長野市告示第 404 号

(目的)

第 1 この基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第32条の規定に基づき行なわれる市との協議に関して、法、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）及び長野市開発許可審査基準（技術基準関係）（平成17年長野市告示第403号。以下「審査基準」という。）に規定するもののほか、公共施設の適正な管理を確保する観点から必要となる行政指導の基準を定めるとともに、長野市開発指導要綱（平成17年長野市告示第186号。以下「要綱」という。）第 4 及び第 5 に定める行政指導の方針に関して、具体的な行政指導の基準を定めるものとする。

(市の施策及び計画等への適合に係る行政指導基準)

第 2 要綱第 4 第 1 号に規定する市長等が策定した計画は、長野市総合計画、長野市国土利用計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、長野市都市計画マスタープラン及びこれらに関連して策定された計画とする。

2 開発区域の規模が 5 ヘクタール以上となる開発行為は、前項に示した計画に適合するものであること。

(土地利用規制等に関する行政指導基準)

第 3 開発区域には、原則として、次に掲げる地域又は区域を含まないものとする。

- (1) 土地区画整理事業の定められた区域
- (2) 公園、緑地等の都市施設が計画決定されている区域
- (3) 主として住宅の用に供する目的で行う開発行為にあっては、法第 8 条第 1 項第 1 号に定める工業地域
- (4) 優良な農地が集団化している地域又は総合的に農業の振興を図るべき地域
- (5) 保安林（予定森林も含む。）保安施設地区又は林業の振興を図るべき地域
- (6) 自然環境を積極的に保全する必要がある地域
- (7) 災害及び公害防止のため保全する必要がある地域

(公共施設等の整備計画との事業調整に係る行政指導基準)

第 4 開発区域において、市が公共事業を計画し、又は実施しているときは、開発行為の計画が市の計画に適合しているものであること。

2 開発区域において、国又は市以外の地方公共団体等が公共事業を計画し、又は実施しているときは、開発行為の計画が当該計画に適合しているものであること。

(周辺住民等との調整に係る行政指導基準)

第 5 要綱第 4 第 2 号に規定する周辺住民及び利害関係者との調整は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 周辺住民等と開発行為の調整は、開発指導行政の円滑な執行のための周辺住民等との調整

に関する事務マニュアル(平成元年建設省経民発第45号・住街発第153号)を参考として行うこと。

(2) 事業者等が行う周辺住民との調整の範囲は、周辺地元自治会(区長等)と協議の上、決定するものとする。

2 以下に掲げる開発行為を計画する場合において、事業者等は、前項の規定により決定された範囲の周辺住民等に対して計画の説明を行うこと。また周辺住民等から説明を求められた場合も、説明会を開催すること。

(1) 開発区域の規模が大きく、周辺住民の生活環境に重大な影響を及ぼす恐れがあると認められる開発行為

(2) 開発区域内で建築が予定される建築物又は建設が予定される特定工作物(以下「予定建築物等」という。)の用途及び規模が、周辺住民の生活環境に重大な影響を及ぼす恐れがあると認められる開発行為

(3) 開発行為の実施に伴い改廃又は新設される公共施設等が、周辺住民の生活環境に重大な影響を及ぼす恐れがあると認められる開発行為

3 事業者等は、第1項第2号の規定により行われた周辺地元自治会との協議の結果並びに前項の規定に基づき行われた周辺住民等に対しての計画の説明の内容及び説明会を開催した場合の内容について、議事録等の文書により市に報告すること。

(環境の保全に関する行政指導指針)

第6 要綱第4第6号の規定に基づき、自然環境の保全に対して配慮する点から市長が行う行政指導の基準は、次のとおりとする。

(1) 環境の保全に良好な緑や地域のランドマークとなる樹木その他地域の特徴となるものは、保存し、又は活用すること。

(2) 汚水、排水、廃棄物等により、環境が汚染されることのないよう、必要な措置を講ずるとともに、所要の処理施設等を整備すること。

(3) 開発区域の土及び搬入土が有害物質等で汚染された土壤でないことを確認し、有害物質の使用履歴や土壤の汚染が確認された場合は、汚染による人の健康被害の防止に関する措置を講ずること。

(遺跡及び文化財の保護に関する行政指導指針)

第7 要綱第4第6号の規定に基づき遺跡及び文化財の保護に対して配慮する点から市長が行う行政指導の基準は、次のとおりとする。

(1) 事業者等は、周知の埋蔵文化財包蔵地及びその周辺地域において開発行為を施工しようとする場合は、長野市教育委員会と事前に協議を行い、文化財の保護に努めること。

(2) 開発行為の工事施工区域内において埋蔵文化財が新たに発見された場合は、現状変更することなく、長野市教育委員会に届け出て、その指示を受けること。

(3) 開発行為の工事がやむを得ない事情により埋蔵文化財包蔵箇所に及ぶ場合は、長野市教育委員会と協議の上、発掘調査を実施し、記録保存を図ること。

(開発行為に起因する災害の防止に関する行政指導指針)

第8 要綱第4第6号の規定に基づき開発行為に起因して生じる災害の防止に対して配慮する点から市長が行う行政指導の基準は、次のとおりとする。

- (1) 開発行為に起因して危険や災害が生じることがないように必要な措置を講ずること。
- (2) 開発行為に起因して災害が生じたときは、復旧対策や損害賠償及び再発防止の対策等必要な措置について市長に協議すること。

(画地計画の標準)

第9 予定建築物等の敷地形状及び面積は、予定建築物等の用途及び規模、法及び建築基準法(昭和25年法律第201号)等による制限並びに敷地周辺への影響等を勘案して計画することとし、予定建築物の用途を戸建て専用住宅とする敷地にあつては、予定建築物の敷地面積を150平方メートル以上(市街化調整区域及び都市計画区域外にあつては200平方メートル以上)とすることを標準とする。

(歩車道分離の必要な道路)

第10 開発区域からの水平距離が100メートル以内に次に掲げる施設の敷地が存する場合で、交通安全上必要と認められる場合には、開発区域内の主要な道路及び取付道路に歩道を設けること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所
- (4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設
- (5) 前各号に類似する施設で、歩道の設置が必要と認められる施設

(道路構造等に係る一般的協議基準)

第11 道路構造は、法、政令、省令、審査基準及びこの基準によるほか、道路構造令(昭和45年政令第320号)によること。

(道路の舗装)

第12 道路は、次の各号に定めるところにより舗装すること。

- (1) 縦断勾配が9パーセント以下の場合、原則としてアスファルト系舗装とすること。
- (2) 縦断勾配が9パーセントを超える場合は、セメント系舗装とし、滑り止め等の処置を行うこと。
- 2 アスファルトコンクリート舗装は、舗装設計施工指針(社団法人日本道路協会)に基づきCBR試験により舗装厚を決定すること。
- 3 セメントコンクリート舗装は、舗装設計施工指針(社団法人日本道路協会)に基づきCBR試験又は路床の平板載荷試験を行い、舗装厚を決定すること。

4 歩道の舗装は、次の表に定める基準によること。

(1) アスファルト舗装

種別	区分	歩道部	車両乗り入れ部
表層工	細粒度アスコン(13)	3 cm	4 cm
路盤工	(再生)クラッシャーラン 40-0	10 cm	15 cm
計		13 cm	19 cm
凍上抑制層	(再生)クラッシャーラン 40-0	「凍上抑制に必要な置換え深さ」による	

(2) セメントコンクリート舗装

種別	区分	歩道部	車両乗り入れ部
表層工	コンクリート(曲げ4.5N/m ²)	7 cm	10 cm
路盤工	(再生)クラッシャーラン 40-0	10 cm	15 cm
計		17 cm	25 cm
凍上抑制層	(再生)クラッシャーラン 40-0	「凍上抑制に必要な置換え深さ」による	

(3) インターロッキングブロック舗装

種別	区分	歩道部	車両乗り入れ部
表層工	インターロッキングブロック	6 cm	8 cm
クッション材	砕砂等	3 cm	3 cm
路盤工	(再生)クラッシャーラン 40-0	10 cm	15 cm
計		19 cm	26 cm
凍上抑制層	(再生)クラッシャーラン 40-0	「凍上抑制に必要な置換え深さ」による	

(4) 凍上抑制に必要な置き換え深さ

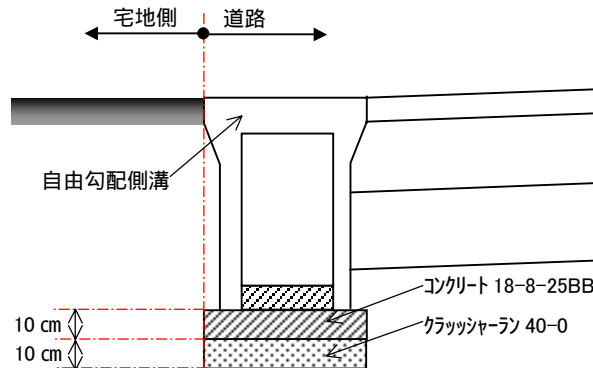
その地点の標高	必要置き換え深さ (凍結深さ×0.7)
500m まで	35 cm
800m まで	45 cm
1,100m まで	60 cm
1,200m まで	63 cm

(道路の排水施設)

第13 道路の排水施設は、次の各号に定めるところにより設けること。

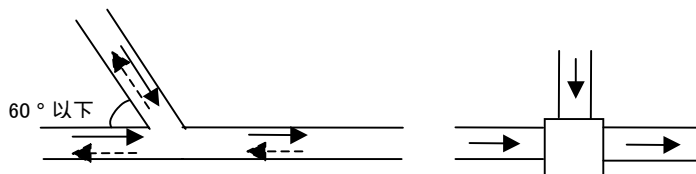
- (1) 道路側溝は両側に設けること。ただし、傾斜地における盛土部においては、排水施設を考慮した上で道路勾配を片勾配とし、片側側溝とすることができる。

- (2) 道路側溝兼用水路が入る場合は、原則として開渠とすること。
- (3) 道路側溝の断面は、道路土工・排水工指針に基づき流出量を算出し、計画断面を検討し決定すること。ただし、最低断面は、U字溝 30 センチメートルを標準とする。
- (4) 道路の排水施設の構造等は、下図によること。

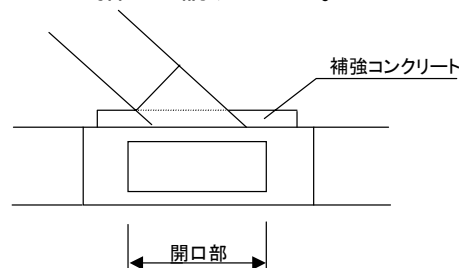


道路側溝の標準図(自由勾配側溝の場合)

- (5) 側溝は、原則として J I S 規格品又は同等品を使用することとし、屈曲する部分においても同様とする。
- (6) 道路の横断部は、横断用自由勾配側溝又はボックスカルバートにより施工すること。
- (7) 側溝の蓋は、甲蓋又はグレーチングとし、騒音防止型を用いること。また、グレーチングの網目は全て細目を用いることとし、一般部においては長さ 50 センチメートルのグレーチングを 5メートルにつき一箇所の割合で配置すること。なお、横断部においては、全て横断用グレーチングを使用することとし、ボルトにより固定すること。
- (8) 側溝一般部及び道路横断部の甲蓋又はグレーチングの設計荷重は、通行する車両を勘案し決定すること。
- (9) 集水柵の蓋にはグレーチングを用いることとし、蓋の寸法が 800 ミリメートル×800 ミリメートル以上の場合には、2分割されているグレーチングを使用すること。また、集水柵のグレーチングの網目は原則として細目を用いること。ただし、用水を兼用する場合は、市長と協議の上、通常の網目のグレーチングを用いることもできる。
- (10) 側溝の合流部及び分岐部には、原則として集水柵を設置すること。ただし、合流部の角度が 60 度以下となる場合には集水柵を設置しないことができる。



- (11) 自由勾配側溝に直接、側溝等を接続する場合の位置は、自由勾配側溝の開口部の側面とし、周囲を補強するなどの措置を講ずること。



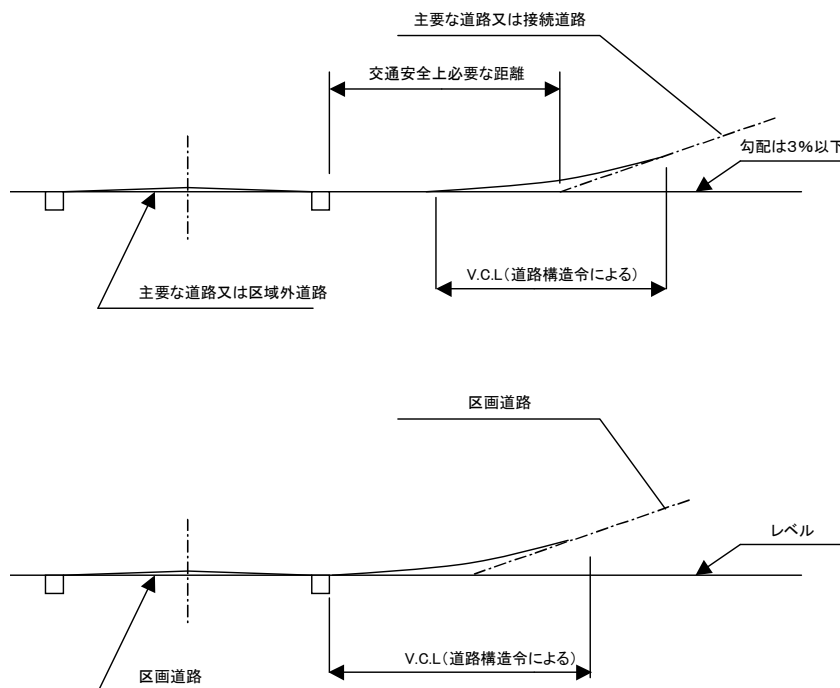
(12) 側溝等の最小勾配は0.3パーセントとすること。

(道路の縦断勾配)

第14 道路の縦断勾配は、9パーセント以下とすること。ただし、小区間で地形上やむを得ないと認められる場合は、12パーセント以下とすることができる。

- 2 縦断勾配の変化点には、所要の縦断曲線を設置すること。
- 3 主要な道路が、その他の道路と接続する場合は、主要な道路の縦断勾配を変化させないものとする。
- 4 道路の取付要領は、次の図によること。

道路の取付要領



(道路の平面線形)

第15 幹線道路及び補助幹線道路は、滑らかな構造とし、曲線長は適切な長さをとること。

- 2 背向する曲線間には、適切な直線区間を設けること。
- 3 曲線部には、必要に応じ、片勾配をつけ拡幅するとともに、前後に緩和区間を設けること。

(階段状道路の構造)

第16 道路は、階段状でないこと。ただし、専ら歩行者の通行の用に供する道路で、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 階段の踏面を30センチメートル以上、けあげを16センチメートル以下、表面を滑りにくい仕上げとした場合で、階段が2段以上となる場合は、両側に手摺が設けられていること。
- (2) 勾配1/12以下の傾斜路で、表面を滑りにくい仕上げとした場合で、高低差が16センチメートル以上となる場合は、両側に手摺が設けられていること。
- (3) 勾配1/20以下の傾斜路で、表面を滑りにくい仕上げとした場合

(交差及び隅切り)

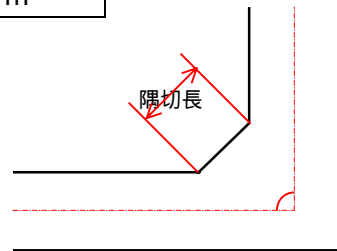
第17 道路の平面交差は、直角又は直角に近い角度(75度以上)とすること。

2 道路の交差点間隔は、適切な距離をとること。

3 著しい屈曲部には、道路を接続しないこと。

4 交差部には隅切りを設け、隅切り長は次の表に掲げる数値以上とすること。

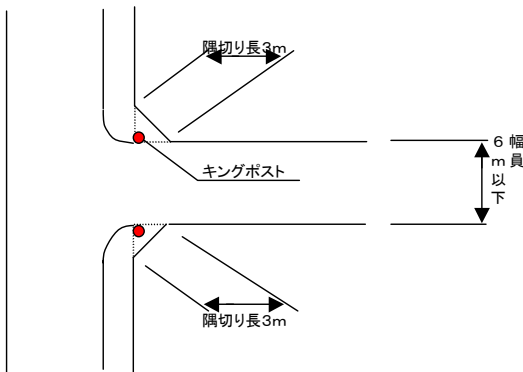
道路幅員	交差角	道路幅員					
		4 m以上 6 m未満	6 m以上 8 m未満	8 m以上 10m未満	10m以上 12m未満	12m以上 15m未満	15m以上 20m未満
15m以上 20m未満		3 m	5 m	5 m	5 m	6 m	8 m
		4 m	6 m	6 m	6 m	8 m	10m
		2 m	4 m	4 m	4 m	5 m	6 m
12m以上 15m未満		3 m	5 m	5 m	5 m	6 m	
		4 m	6 m	6 m	6 m	8 m	
		2 m	4 m	4 m	4 m	5 m	
10m以上 12m未満		3 m	5 m	5 m	5 m		
		4 m	6 m	6 m	6 m		
		2 m	4 m	4 m	4 m		
8 m以上 10m未満		3 m	5 m	5 m			
		4 m	6 m	6 m			
		2 m	4 m	4 m			
6 m以上 8 m未満		3 m	5 m				
		4 m	6 m				
		2 m	4 m				
4 m以上 6 m未満		3 m					
		4 m					
		2 m					



: 交差角 90 度前後
 : 交差角 60 度以上
 : 交差角 120 度以上

5 くい違い交差や折れ足交差は避けること。

6 歩道を有する道路に、幅員 6メートル以下の道路を接続させる場合は、次の図によること。



7 開発道路が接続する既存道路の開発道路側に開渠の水路がある場合における隅切りの確保の方法は、次に定めるところによること。

(1) 既存道路の幅員が 6メートル以上で、道路の拡幅及び水路の暗渠化の予定がない場合は、

水路を含めた隅切り長を確保すること。なお、水路の暗渠化の予定がある場合は、水路を含めない部分で隅切り長を確保すること。

(2) 既存道路の幅員が6メートル未満の場合は、水路を含めない部分で隅切り長を確保すること。

(3) 既存道路の幅員が6メートル未満の場合でも、水路の暗渠化がほとんど見込まれない大規模水路の場合は、道路管理者と協議すること。

(転回広場の構造等)

第18 袋路状道路の終端に設ける転回広場の形状は、次の図によること。

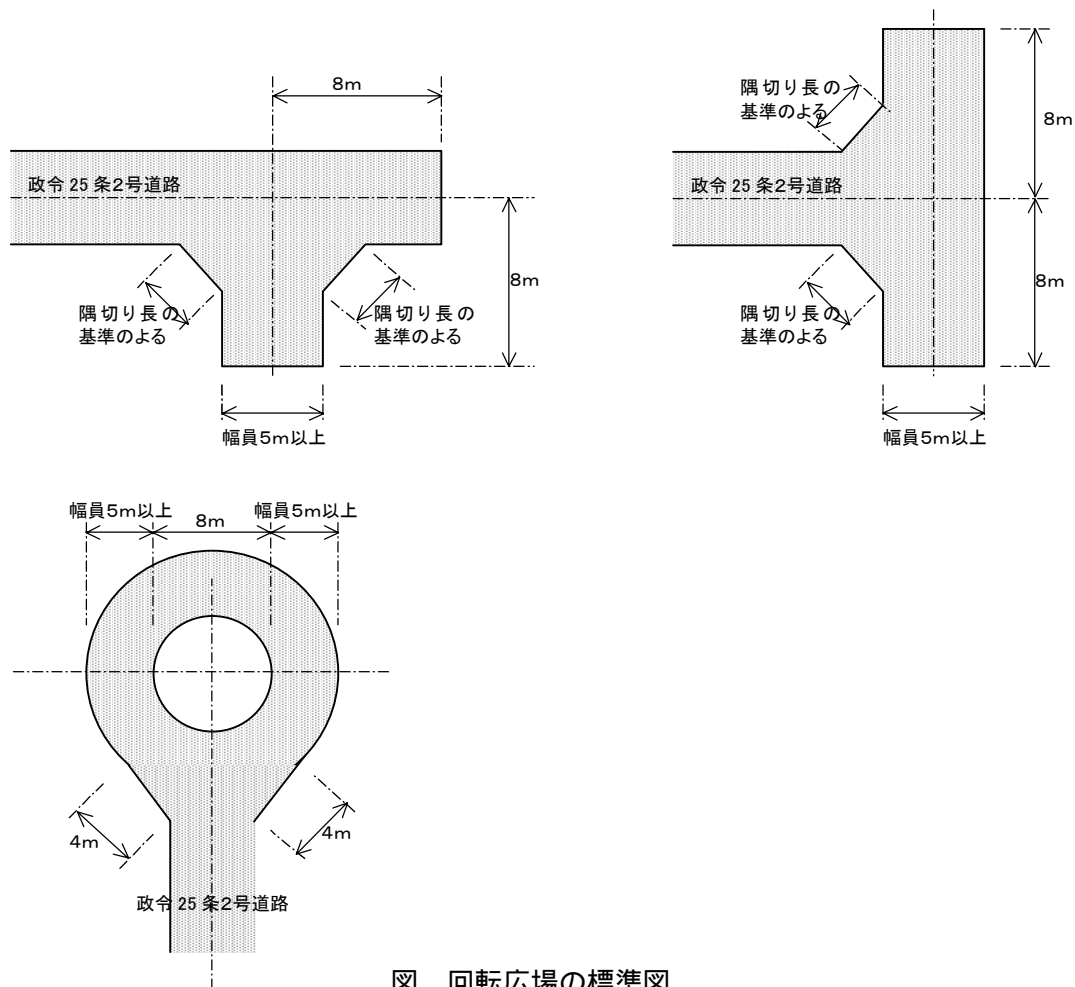


図 回転広場の標準図

2 転回広場の構造は、法、政令、規則、審査基準及びこの基準によるほか、当該袋路状道路の構造と同等とすること。

(歩道、縁石の構造)

第19 交差点における歩道巻込み部は、長野市段差解消要領（平成14年4月1日制定）に基づき施工し、点字ブロック及びガイドを設置すること。

2 横断勾配は、2.0パーセントとすることを標準とする。

3 歩道の構造は、縁石等で車道と分離したフラットタイプを原則とし、次の各号に定めるところによること。

(1) ブロックの設置高さは、次の表に定める基準によること。

	道路の区分	ブロックの高さ
(a)	市街地の道路部及び(b)以外の道路	15 cm
(b)	橋梁部、トンネル部その他特に危険の予想される区間	20 cm

(2) 使用ブロック 長野市L型側溝又は歩車道境界ブロック(PL型)を用いること。

4 交差点部、横断歩道箇所及び宅地等の出入口では、必要区間において縁石等の切下げを行うこととし、縁石の切下げ等の構造は、次の各号に定めるところによる。

(1) 縁石等の切下げの構造は、原則として次の表に定める基準によること。

歩車道境界部の位置	縁石等の切下げの構造
交差点・横断歩道部	切下げブロック又は長野市L型側溝(Bタイプ及びEタイプ)を使用してすりつける。 歩道と車道との段差は長野市段差解消要領により設けない。
車両乗り入れ部	切下げブロック又は長野市L型側溝(Bタイプ及びCタイプ)を使用してすりつける。 歩道と車道との段差は2cmとする。

(2) 切下げ幅は、一般用は4.2メートル、営業用は6.0メートルとすること。

(3) 歩道を有する道路相互の交差点においては、交差点内からの自動車等の乗り入れを防止するため、縁石又は防護柵等を設置すること。

5 国道及び県道については、各道路管理者と協議すること。

(道路安全施設等)

第20 照明は、道路照明施設設置基準・同解説((社)日本道路協会)によるものとする。

2 交通事故を防止し、併せて交通の円滑化を図るため、道路標識、反射鏡及び区画線は、次の各号に定めるところにより整備すること。

(1) 袋路状道路の入口には、行き止まりを表示する標識を設置すること。

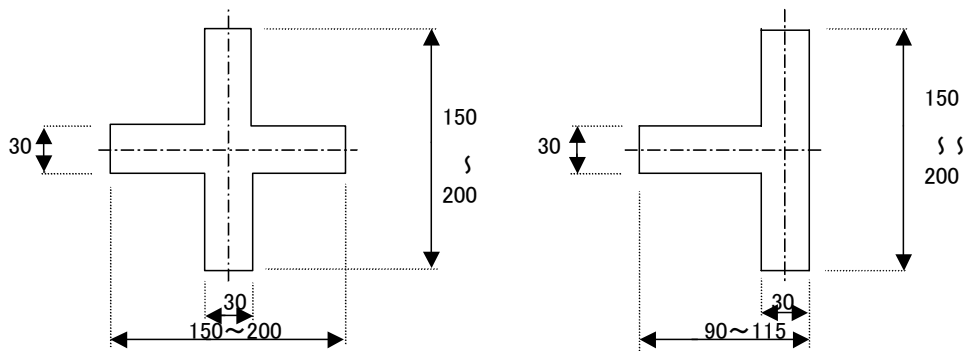
(2) 交差点には、視認性を向上させるために次の表に定める反射鏡を設けること。T字路にあつては原則として二面鏡を設置すること。ただし、設置しようとする箇所の土地等の所有者の了解が得られない場合においては、この限りではない。

表 道路幅員と鏡面の大きさ

道路幅員	鏡面サイズ(一面鏡の場合)	鏡面サイズ(二面鏡の場合)
5m未満	600mm	450×600mm
6m未満	800mm	600mm
6m以上	1000mm	800mm

(3) 交差点の路面表示として十字マーク又はT字マークを設置することとし、併せて交差点手前1メートルにおいては停止指導線(W=30センチメートル)を設置すること。十字マーク、T字マーク寸法等は、次の図のとおりとする。

塗色白



(4) 交差点の交差協議の書類は、別途指示する内容の必要部数を道路管理者に提出すること。

3 次の各号のいずれかに該当する道路環境にある場合は、道路に防護柵（ガードレール等）を設置することとし、その構造及び設置場所については、防護柵設置要綱（社団法人日本道路協会）によること。

- (1) 道路の高さが2メートル以上あり、車両が路外に逸脱した場合に、乗員の安全が確保できない区間又はこれにより重大な事故が発生するおそれのある区間
- (2) 道路が湖沼、河川、水路及び鉄道等に接し、安全確保が必要となる区間
- (3) 下り勾配が4パーセントを超え、曲線半径が300メートル以下の道路で、必要と認められる区間

（道路の法面工）

第21 道路施設として法面工を設置する場合の構造については、設計基準（財団法人長野県建設技術センター）及び道路土工 - のり面工・斜面安定指針（社団法人日本道路協会）等に準拠することとし、法面部は、道路敷地内とすること。

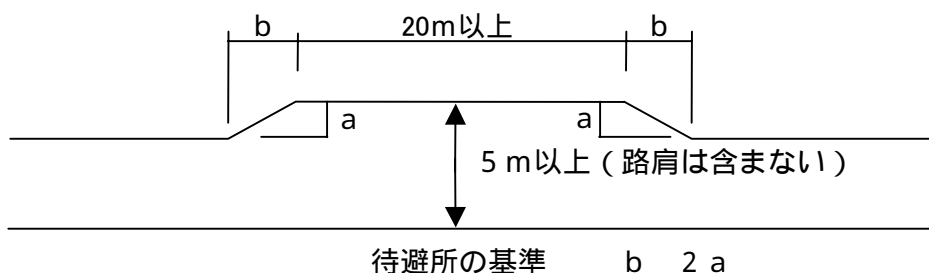
（道路施設の擁壁等）

第22 道路施設として擁壁等を設置する場合の構造については、設計基準（財団法人長野県建設技術センター）及び道路土工 - 法面工・斜面安定工指針（社団法人日本道路協会）等に準拠することとし、構造物は道路敷地内とすること。また、道路の擁壁と宅地の擁壁は、構造上分離できるものとする。

（待避所）

第23 待避所相互間の距離は、300メートル以上とすること。

- 2 待避所相互間の道路は、当該道路の大部分が見通すことができるものとする。
- 3 待避所の長さは20メートル以上とし、その区間の幅員は5メートル以上（路肩は含まない）とり、次の図の基準により設置すること。



(道路の橋梁)

第24 橋梁については、道路橋示方書同解説(社団法人日本道路協会)によること。

(道路占用)

第25 道路の占用は、次に定めるところによること。

- (1) 道路の地下埋設物は、舗装工事に先行して埋設し、その位置等は道路管理者の指示を受けること。
- (2) 道路内への電柱の占用は認めないものとする。

(建築基準法第42条第2項に該当する道路の後退及び整備)

第26 開発区域が建築基準法第42条第2項に該当する道路に接する場合は、同項の規定により当該道路の境界線を開発区域側に後退するとともに、後退した部分を車両や歩行者の円滑な交通が確保できる方法により整備すること。

(開発区域が接する既存道路の交差部の隅切り)

第27 開発区域が接する既存道路の交差部に第17に規定する隅切りが設けられていない場合は、第17の規定による隅切りを設けること。

(公園に係る技術基準)

第28 公園の設置に係る技術基準は、次に定めるところによること。

- (1) 公園は開発区域の中央に配置することとし、危険個所及び急傾斜地には配置しないこと。
- (2) 公園の敷地の形状は整形とし、必要な施設を配置すること。
- (3) 公園の出入り口は、開発区域内の主要な道路に面すること。
- (4) 外周は、高さ1.2メートル以上の生垣又は外柵を設置すること。
- (5) その他、次の細目基準によること。

表（細目基準）

工種	面積		300 m ² 未満	300 m ² ～ 600 m ² 未満	600 m ² ～ 1,000 m ² 未 満	1,000 m ² 以 上
	種別細別寸法					
造成工・広 場工	原則として 70%空間とする。		状況により路盤、表土（最低 10 cm）を入れ、排水を考慮して不陸整正を行う。			
修景施設工	高木	幹径 10 cm 以上とする。	植栽率（投影面積で換算）30%以上とする。			
	低木	枝張 30 cm以上とする。	高木の本数の 4 倍以上の植栽本数とする。			
	パーゴラ		設置する。			
休養施設工	四阿（あずまや）、シェルター		いずれか設置する。			
	ベンチ（H=35 cm、L=1.5m 固定式とする）		2 基以上	3 基以上	4 基以上	7 基以上 （四阿を設置した場合 2 基減）
遊戯施設工	砂場 15 m ² 以上（300 m ² 未 満の公園は 10 m ² 以上）、滑 り台、ブランコ、シーソー、 鉄棒、ジャングルジム、ラ ダー、ばね遊具（2 台以上） 等		2 基以上	3 基以上	4 基以上	6 基以上
便益施設	水飲み場（身体障害者等の 利用に対応したもの）		原則設置はしない。ただし、砂場設置の 場合は、面積に関係なく設置する。			設置する。
	便所（身体障害者等の利用 に対応したもの）					設置する。
管理施設工	外柵（H=1.2m 以上、丈夫 な布基礎にする）		腐植の早いものや外力に弱いものは除く。			
	生垣（H=1.2m）		1 m 当たり 2 本以上とし、苗木程度のものは使用しない。			
	出入口		出入口の幅は 3 m 以上とし、奥行き 1 m 以上の土間コ ンクリート打ちとし、すり付け勾配は 8 % 以下、段差 は原則としてなくす。 車止めの間隔は 120 cm～140 cm とし、脱着式とする。			
	照明灯		設置する。			
その他						

（緑道に係る技術基準）

第29 緑道の設置に係る技術基準は、次に定めるところによること。

- (1) 配置する主な施設は、修景施設、休養施設、歩道及び自転車専用道路とし、利用者が有効に利用できるよう配置すること。
- (2) 緑道が自動車交通等の著しい道路等に接する箇所及び利用者の利用が危険と思われる箇所には、利用者の安全確保を図るため、ガードパイプを設置するとともに低木の植栽を行うなどの措置を講ずること。
- (3) 幅員は5メートル以上で、周辺部は低木を2列以上に植栽し、高木は有効な配植にすること。
- (4) 雨水等を有効に排出するための適当な施設を設けること。
- (5) その他、次の細目基準によること。

表（細目基準）

修景施設工	40㎡当たり（高木）幹径 10 cm 1 本、 7 cm 1 本、 5 cm 2 本以上 （中木） H=1.5m 以上、花の咲くもの 2 本、他 2 本 （低木） 枝張 30 cm 以上 自動車交通等の著しい道路等に接する場合、危険と思われる場所及び周辺部は低木を 2 列で 1 m 当たり 2 株以上設ける。
歩道・自転車専用道	両方とも道路構造令により舗装し、それに類する工法で施工する。外周とは同じ高さにする。 歩道 2.5m の幅員、自転車専用道
休養施設工	20m に 1 基の割合でベンチを設ける。 四阿、パーゴラは 300m に 1 基の割合で設ける。（300m 未満は 1 基）
便益施設工	水飲み場は、四阿、パーゴラの附近に 1 基設ける。
管理施設工	自動車交通等の著しい道路等に接する場合及び危険と思われる場所はガードパイプ等を設置する。 照明灯は 50m に 1 基設ける。
その他	客土については、良質なものを入れる。四阿、パーゴラ及び広場を設ける所は幅員 10m 以上とする。

（緩衝緑地に係る技術基準）

第30 緩衝緑地の設置に係る技術基準は、次に定めるところによること。

- (1) 緩衝緑地が自動車交通等の著しい道路等に接する箇所及び利用者の利用が危険と思われる箇所には、利用者の安全確保を図るため、ガードパイプを設置するとともに低木の植栽を行うなどの措置を講ずること。
- (2) 幅員は、10メートル以上で周辺部は低木2列を密植とすること。緑地の横断的な植栽構成は、1.低木、2.中木、3.高木、4.中木、5.低木の順にすること。
- (3) 雨水等を有効に排出するための適当な施設を設けること。
- (4) その他、次の細目基準によること。

表（細目基準）

植栽関係	縦横方向で 10m 当たり		幅員が 2m 増すごとに
	低木	枝張 30 cm以上、20 本×2×2=80 株以上	
	中木	H=1.5m 以上、4 本×2=8 本以上	
	高木	幹径 15 cm以上、3 本以上	1 本ずつ増す。
その他	緑道を準用する。		

（広場に係る技術基準）

第31 広場の設置に係る協議の基準は、次に定めるところによること。

- (1) 多目的利用可能なスペースを十分に確保することとし、他の基準は公園の基準に適合すること。（遊戯施設は除く。）
- (2) 雨水等を有効に排出するための適当な施設を設けること。
- (3) その他、次の技術細目によること。

（技術細目）

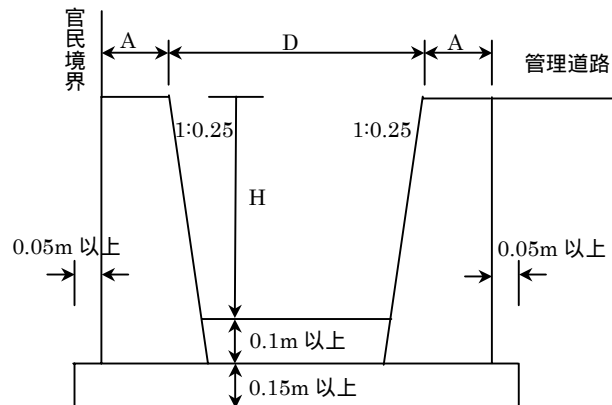
広場造成工	原則として、自由広場のスペースは 90%とする。	
修景施設工	高木	幹径 15 cm以上 植栽率 10%以上
	低木	枝張 30 cm以上 高木の 10 倍以上、ともに外周へ
	四阿、パーゴラのどちらか 1 基以上	
便益施設工	水飲み場	1 基以上
	便所	1 基以上
管理施設工	外柵	公園の細目基準による
	出入り口	公園の細目基準による
	照明灯	1 基以上
その他		

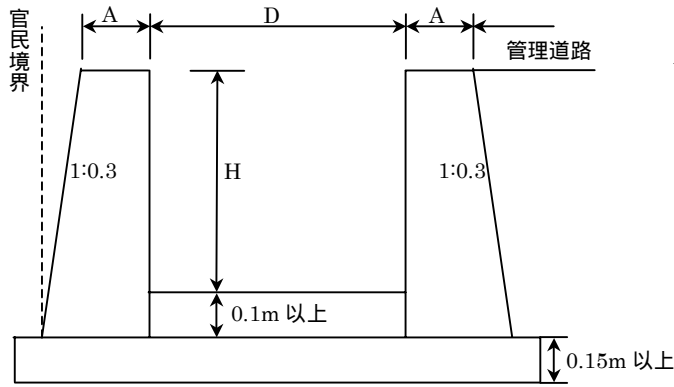
（雨水排水施設の一般構造）

第32 道路横断以外の排水施設は、原則として開渠とすることとし、危険な場所には防護柵を設けること。

2 排水施設の標準構造は、次の図によることとし、標準構造以外の排水施設については、市長と協議して決定すること。

A は、最小 0.15 メートル以上
 ただし、道路側は 0.20 メートル以上
 原則としてタイバー等で構物を補強するものでないこと。
 基礎工は、必要により杭打ち、コンクリート土台、丸太土台を設けること。

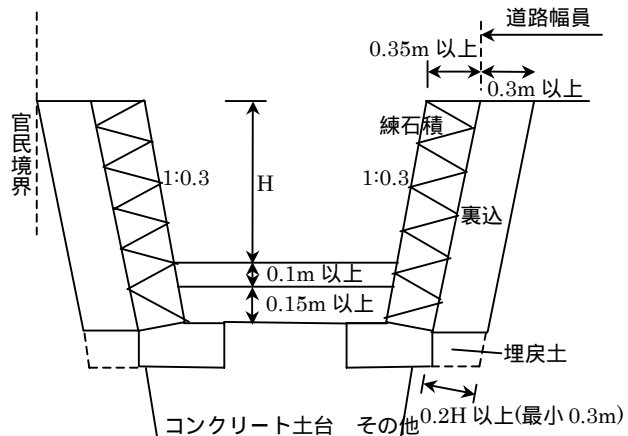




Aは0.15Hかつ0.15m以上
道路側は0.2m以上

石積は、練石積以上とし、法勾配は1:0.3以上とすること。

練石積の直高 (単位：m)	法勾配 (単位：割)
3以上5未満	0.5
3未満	0.3



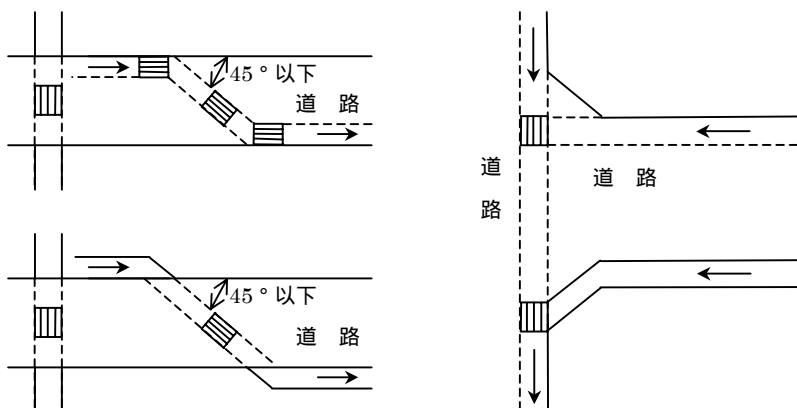
3 排水施設の道路横断等で暗渠とする場合は、次に定めるところによりグレーチングを設けること。

- (1) グレーチングは蝶番付でなく嵌め込み式とし、受枠を付けること。
- (2) グレーチングの設置間隔は、中心間隔とし、次の表に定める基準によること。

水路（暗渠）断面		内法 600mm 以下	内法 600mm を超え 1000mm 以下	左欄を超えるもの
グレーチングの間隔		3 m 以下	5 m 以下	10m 以下
暗渠長さ	5 m 未満	中心部へ 1 箇所		
	5 m を超え 10 m 未満	三等分線上で 2 箇所		

上記の間隔にかかわらず、屈曲部は、必ずグレーチングを設けること。

- (3) グレーチングの位置及び水路線形は、次の図により施工すること。ただし、次の図及び前号の表によることが不適当な場合は、排水施設管理者と協議して決定すること。



- (4) グレーチングの大きさは、水路幅1メートル未満にあっては縦長とし、水路幅1メートル以上の場合には、維持管理上ベルトコンベアーが無理のない勾配で据付けられるよう、床版厚及び水路の深さを考慮して、大きさ（特に縦方向の長さ）を定めること。
- 4 暗渠は、開水路と同断面のボックス型とし、やむを得ず管で接合する場合は、開水路以上の断面とし、接合部には、柵を設置すること。
 - 5 水路の分岐部分及び合流部角度60度以下になるよう計画し、やむを得ず直角に近い角度となる場合は、水流の衝突を緩和するような柵を設けること。
 - 6 排水施設の接合は、頂上接合とし、計画排水施設のH・W・Lは放流先排水施設の計画高水位より0.15メートル以上高くすることを原則とする。
 - 7 開水路に床版等を架設定する場合は、計画流水断面を侵さないように計画し、その床版下面型枠は、捨て板としないて撤去すること。
 - 8 未改修水路に床版等を施工する場合、その上下流部の川表の法面に上下流それぞれ水路の幅員と同一の長さ以上でかつ1メートル以上の護岸を施工することとし、また護岸工、水路底（河床）とも在来水路に悪影響を及ぼさないよう配慮すること。
 - 9 地下埋設物を横断させる場合は、原則として底張り下を通すこと。

（市が管理することとなる雨水排水施設の設置場所）

第33 市が管理することとなる雨水排水施設は、開発道路又は道路法による道路若しくは長野市法定外公共物の管理に関する条例（平成4年長野市条例第42号）に基づく認定外道路等の官地で幅員1メートル以上のもの（以下「道路等」という。）に隣接し、雨水排水施設の上端から道路等の路面の間の高さが1メートル以内である等、維持管理上支障のない場所に設置されていること。これ以外の場合は、雨水排水施設の構造物に隣接して、構造物の最大幅員の他に幅1メートル以上の水路管理道路が設けられていること。

（水路管理道路）

第34 市が管理する雨水排水施設又は市が管理することとなる雨水排水施設に水路管理道路を設ける場合の構造等は、次に定めるところによること。

- (1) 水路管理道路の路面高さとは雨水排水施設構造物の上端は同一高さ程度とすること。
- (2) 路面仕上げは、透水性アスファルト舗装、コンクリート舗装を標準とすること。
- (3) 路盤の構造は、道路舗装の歩道に準ずるものとすること。
- (4) 雨水排水施設と水路管理道路の間に管理を妨げるフェンス等が設置されていないこと。

（開発区域に隣接する既存水路の維持管理に必要な空地の確保に係る行政指導）

第35 市は、開発区域に隣接する既存水路の維持管理に必要な空地を確保する必要があると認められるときは、事業者等に対して当該空地を確保することについて協力を求めるものとする。

- 2 開発区域に隣接する既存水路の維持管理に必要な空地を確保する必要があると認められる場合とは、開発区域に隣接する既存水路構造物の側のいずれかに幅1メートル以上の空地（官地又は道路等で既存水路構造物の上端から高さ1メートル以内に存するものに限る。）が確保されていない場合とする。
- 3 開発区域に隣接する既存水路の維持管理に必要な空地は、原則として、既存水路構造物に隣接して、開発区域側に構造物の最大幅員の他に幅1メートル以上の幅員の空地を確保するものとし、空地の整備及び管理の方法は次に定めるところによること。

- (1) 当該空地进行を市に帰属しない場合 第34第1号及び第4号の規定により整備するものとし、原則として事業者等が管理すること。
- (2) 当該空地进行を市に帰属する場合 第34第1号から第4号までの規定により整備するものとし、市が管理する。

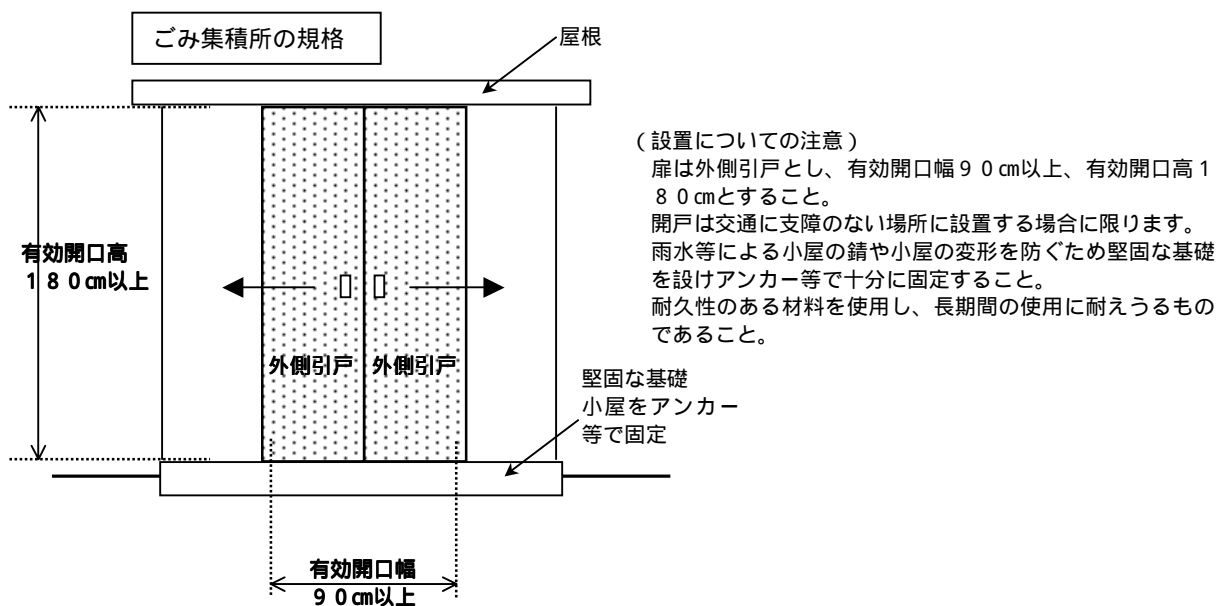
(集会施設の用に供する敷地面積)

第36 集会施設の用に供する敷地面積は、原則として、当該施設を利用する世帯数分の人数が収容できる集会室を備えた建築計画により検討されたものであること。

(ごみ集積所の配置及び構造基準)

第37 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為では、次に定めるところによりごみ集積所が設置されていること。

- (1) 概ね30戸を目安として、原則として、屋根、壁及び扉を備えたごみ集積所が設置されていること。
 - (2) ごみ集積所は、可燃ごみ用及び不燃ごみ(資源物・プラスチック製容器包装)用を設置し、それぞれ3.3平方メートル程度(30世帯分)の床面積であること。
 - (3) ごみ集積所は、道路(道路交通法による駐停車禁止区間を除く。)に面して配置するものとし、ごみ収集車両が横付けでき、ごみの収集作業が安全かつ容易に行われる位置とする。
- 2 計画戸数が30戸未満であって、開発区域内にごみ集積所を新設せず、既存のごみ集積所を使用する場合は、既存ごみ集積所の使用について、既存ごみ集積所の管理者(区長、環境美化推進会長)の同意を得ていること。
- 3 ごみ集積所の構造等は、次に定めるところによること。
- (1) ゴミ集積所の構造は、下図に示す標準仕様に基づき設計されていること。
 - (2) ごみ収集車が乗り入れる路面は、収集作業車の荷重に十分耐えられる構造であること。
 - (3) ごみ集積所の設置位置周辺の住民に対して、配置計画等の周知が図られていること。
 - (4) 新たに設けるごみ集積所は、施設等の適正な管理が見込まれるものであること。(地元区で管理することについて事前に調整されていること。)



附則

この基準は平成17年7月1日から施行する。